

評価基準の細部

評価項目	評価基準
1 事業者共通の取組	
① 環境／CSR報告書	<p>環境／CSR報告書の作成・公表していることを評価。 環境／CSR報告書とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。環境配慮促進法）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。</p>
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	<p>事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。）を行うとともに、年間1回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していることを評価。</p>
③ 全従業員への研修・教育	<p>全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む。）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間1回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していることを評価。</p>
2 優良認定への適合状況	<p>※1 優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定業者は、満点（50点）とする。 ※2 東京都に在籍の業者であって、「産廃プロフェッショナル」以上の認定書を所有する場合は、満点（50点）とする。</p>
① 優良適正（遵法性）	<p>従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分を受けていないこと。</p>
② 事業の透明性	<p>法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。</p>
③ 環境配慮の取組	<p>ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。</p>
④ 電子マニフェスト	<p>電子マニフェストシステムへ加入していること。</p>
⑤ 財務体質の健全性	<p>①直前3年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ②直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ③産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。 ④最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。</p>